

当事者能力と当事者適格の交錯

名津井吉裕

1 はじめに

当事者能力は、民事訴訟の当事者となることのできる一般的資格であるのに対し、当事者適格は、訴訟物との関係で当事者となる資格であるとして、両者は概念上区別される。しかしその一方で、「当事者能力は、すべての訴訟物に共通する当事者適格の問題¹⁾」とも言われ、両者の間の連續的な関係も示唆されている²⁾。確かに、当事者能力と当事者適格は、民事訴訟の本案判決の名宛人に適した当事者を選別するという共通の目的を有する訴訟要件であるから、この目的に反しない限り両者の区別を柔軟に捉えることができるかもしれない。しかし、両者の間に連續性を認めることは、各概念の自殺につながる危険を伴う。

本稿の題目である「当事者能力と当事者適格の交錯³⁾」は、具体的な事案において両者の区別が困難になる現象を指すものと解されるが、交錯といつても両者の守備範囲が重なるのか、境界線が不明確になるのか、あるいは、一方が他方に吸収されてしまうのか等、様々な態様があり得るものと思われる。以下では、交錯現象の具体例を取り上げ、その態様と原因を検討して、両者の関係に関する見通しの改善を試みる。

2 検討事例

(1) 問題の所在

当事者能力と当事者適格の交錯は、そもそもどのような場合を指すのか、そしてそれはなぜ生じるのかについては、従来さほど研究があるわけではない。交錯すること自体が特に問題視されないならば、確かに取り上げて論じる意味はないだろう。しかし、両者が交錯することにより、問題が複雑化した結果その処理が困難となり、理論上ないし実務上の誤謬を招くのであれば、交錯はできる限り解消すべきである。

(2) 交錯事例とその原因

当事者能力と当事者適格はどのような場合に交錯するのか。給付訴訟の事例で考えると、自然人又は法人である原告が、自然人又は法人である被告に対して、金銭の支払いを求める訴訟を提起した場合（以下、「基本事例」）には、民事訴訟法28条により権利能力のある原告および被告に当事者能力が認められる。他方、給付訴訟の当事者適格⁴⁾については、訴訟物たる給付請求権の主体であると訴えにおいて主張する者が正当な原告、原告によってその給付義務の主体であると訴えにおいて主張される者が正当な被告であるのが原則⁵⁾であ

る（以下、「給付訴訟の当事者適格の原則的基準」）。これによれば、基本事例の原告は、自己が金銭給付請求権の主体であると主張しているので原告適格を有し、他方で基本事例の被告は、原告によってその義務の主体と主張されているので被告適格を有する。ここに当事者能力と当事者適格の交錯はないと言えるだろう。

ところが、例えば基本事例の原告が法人でない社団である場合には、大きく様相が異なる。第一に、原告として登場した社団については、民事訴訟法29条に基づく当事者能力の有無、そして当事者能力のある社団の当事者適格が問題となる。とりわけ当事者適格については、大別して二つの法律構成が成立立つ。すなわち、民事訴訟法29条の当事者能力を法人でない社団に認めた効果に関する理論である「事件限りの権利能力⁶⁾」を前提として、当該社団を権利義務の主体と扱うことを許容し、当該社団に固有の当事者適格を認める立場（固有適格構成⁷⁾）と、社団財産は構成員全員に総合的に帰属し、社団はこれを訴訟担当者として訴訟上行使するものと解する立場（訴訟担当構成）が対立する。この理論構成の相違は、基本事例の原告が法人でない社団の場合にも、給付訴訟の当事者適格の原則的基準をそのまま適用できるかという問題を引き起こす。また、訴訟担当構成の一部は、民事訴訟法29条をして法人でない社団の法定訴訟担当を認めた規定と解する⁸⁾ため、民事訴訟法29条を接点として当事者能力と当事者適格が交錯することになる。

第二に、民事訴訟法29条の適用要件は、給付・確認・形成のいずれかを問わず、一定のものであり、基本事例の原告が自然人又は法人であるとき

と同様、それが法人でない社団である場合も、訴訟物とは関係なく、同条の要件を具備するかどうかを判断すべきとするのが通説である。これに対して、社団の要件の一部は訴訟物との関係で要否を決定すべきであるとして民事訴訟法29条の適用要件を相対化する有力説（後述3(2)(a)の伊藤説）がある。この見解は文字通り当事者能力を訴訟物との関係で判断すべきとする点で、当事者能力と当事者適格の交錯が認められる。また、かつて住民団体・消費者団体の当事者能力に関して、訴訟物との関係で適切な当事者を積極的に選別する機能を当事者適格に期待し、それに合わせて社団性の判断を柔軟にするよう当事者能力に注文を付けるという構図がみられたが、類似の状況ができる。

以上のように、当事者能力と当事者適格の交錯は、法人でない社団が訴訟に当事者として登場する事例において生じる。以下ではこれらをさらに検討し、そこで生じる交錯に問題があるか否かを見極め、問題があるときは可能な限りその解消を試みる。

3 交錯の解きほぐし

(1) 法人でない社団と給付訴訟の当事者適格

(a) 判断基準

給付訴訟の当事者適格の原則的基準（前述2(2)参照）によれば、原告の主張に準拠して当事者適格が決定される。実体法上の権利義務の主体を当事者とする実質的当事者概念の下では、本案において権利義務が判断されない限り当事者も決まりず、実用に耐えなかったことから、本案の問題と

5) この「原則」および後述の「原則的(基準)」は、原告が他人の権利を主張した場合に管理处分権が必要とされる場合を例外と位置づけたときの原則の意味である。給付訴訟の当事者適格については、本文の基準について、「主張された法律関係において給付請求権者ないしは給付義務者足り得ない者は、当事者適格を有しない」等として訴え却下の余地を例外的に肯定する見解（例外的訴え却下説）も主張されているが、本文では例外否定説（通説）を前提としている。詳細については、後藤勇「給付訴訟の被告適格」『民事実務の研究』（判例タイムズ社、1996年）431頁（初出：判タ637号7頁）、中野貞一郎「当事者適格の決まり方」同『民事訴訟法の論点I』（判例タイムズ社、1994年）（初出：判タ819号23頁）、福永・前掲注4) 337頁、徳田和幸「給付訴訟における当事者適格の機能について」『複雑訴訟の基礎理論』（信山社、2008年）316頁（初出：福永有利先生古稀祝賀『企業紛争と民事手続法理論』103頁）、高橋・前掲注2) 249頁注8を参照。

6) 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増訂版〕』（酒井書店、1992年）111頁。

7) 本文で述べた立場を「権利主体構成」と呼ぶ見解もあるが（八田卓也「平成23年最判の判批」リマーカス44号123頁）、団体を権利主体と構成したときの当事者適格も、団体自身の法律関係について当事者適格を有する場合でありますので、「固有適格構成」と呼んでおきたい。名津井吉裕「法人格のない社団・組合をめぐる訴訟と当事者能力・当事者適格」法律時報85巻9号（2013年）35頁。

8) 坂田宏「当事者能力に関する一考察」法学68巻1号1頁、山本克己「入会地管理団体の当事者能力・当事者適格」法教305号104頁、下村真美「法人でない社団の当事者能力」法教363号10頁、堀野出「法人格のない社団をめぐる権利義務関係と当事者適格の規律」徳田和幸ほか編『松本博之先生古稀祝賀』民事手続法制の展開と手続原則』（弘文堂、2016年）112頁等。

1) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第5版〕』（弘文堂、2011年）144頁。

2) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2013年）175頁注2を参照。伊藤眞『民事訴訟の当事者』（弘文堂、1978年）80頁が、当事者能力は目の粗い篠（ふるい）、当事者適格は目の細かい篠、と比喩的に説明するのも同旨だろう。

3) 福永有利「判批」『民事訴訟法判例百選I〔新法対応補正版〕』（有斐閣、1998年）88頁は、本稿と同名の題目の下、給付訴訟の当事者適格に関する例外的訴え却下説、民事訴訟法29条（旧法46条）の判断基準に関する相対説（伊藤説）を取り上げている。

4) 福永有利「給付訴訟における当事者適格」『民事訴訟当事者論』（有斐閣、2004年）337頁（初出：中野貞一郎先生古稀祝賀『判例民事訴訟法の理論Ⅱ』217頁）、新堂・前掲注1) 290頁ほか、多数。